

利用間伐推進資金（仮称）の創設について

－平成20年度公庫資金条件改定関係－

1. 趣 旨

戦後造成した人工林が成熟しつつある中、国産材利用を通じた適切な森林整備が必要となっており、特に間伐については、平成19年からの6年間で330万haの実施を目標としているところである。一方、国際的に木材需給が逼迫しており、国産材需要の高まりに適切に対応するためには、原料となる木材（丸太）の安定供給が不可欠となっている。

このため、特に推進することが求められている利用間伐に誘導するために必要な資金を創設する。

2. 貸付金の使途

利用間伐に係る計画（仮称）に基づいて事業を実施するために必要な資金であって、以下に掲げるもの。ただし、（1）及び（2）の資金と併せて貸し付ける場合に限る。

- （1）利用間伐に必要な資金、作業道の作設に必要な資金、素材の生産に必要な機械等に必要な資金 等
- （2）農林公庫が融通する資金を借り受けたために生じた負債の円滑な支払いに必要な資金

3. 貸付けの相手方

利用間伐に係る計画（仮称）に基づく利用間伐量の5年間で概ね20%以上の増加の達成が確実と見込まれること、長期収支計画が黒字であること等一定の要件を満たした林業を営む個人、法人、林業公社等

4. 利 率（平成19年12月19日現在の利率）

1.70%

5. 貸付金額の最高限度

負担額

ただし、負債の円滑な支払いに必要な資金については、各年において支払われるべき償還元金の支払金の合計額の90%に相当する額